

園芸用生産資材価格高騰対策事業費補助金 Q & A

令和8年7月31日現在

【1 補助対象経費】

	質問	回答
1	補助対象となる園芸生産資材は具体的にはどんなものですか。	本事業で対象になる園芸資材は大きく分けて2つで、被覆資材とマルチ資材になります。具体的には下記のようになります。 【被覆資材】 園芸施設の外張資材、内張資材、被覆タイプの遮光資材（寒冷紗等） 【マルチ資材】 非分解性マルチ、生分解性マルチ、トンネル資材、べた掛け資材
2	被覆資材を張るハウス本体やカーテンレール、また被覆資材の設置に係る費用は補助対象になりますか。	補助対象にはなりません。被覆資材、マルチ資材のみが補助対象経費になります。
3	防虫ネット、防鳥ネット、防風ネット、抑草シート、多目的防災網は対象になりますか。	補助対象にはなりません。
4	商品の運送経費や代引き手数料、取り扱いに係る手数料等は補助対象になりますか。	補助対象にはなりません。
5	銀行での振込の場合に先方手数料負担の振込手数料はどうなりますか。	請求金額から振込手数料を差し引いた金額が対象経費となります。
6	購入代金決済の時に、値引きやポイントを利用して支払った場合はどうなりますか。	値引き後、ポイント利用後の金額で申請となります。
7	園芸用とのことですが、野菜以外の花きや果樹は補助対象ですか。また、栽培している品目によって対象にならない場合がありますか。	野菜、花き、果樹で使用する被覆資材、マルチ資材は補助対象です。品目の縛りはありません。
8	しいたけ等の特用林産物は補助対象となりますか。	特用林産物は本事業では対象外としています。
9	申請書に添付する証拠書類は領収書だけではだめですか。	納品状況（資材の納品日、名称、数量、金額等）がわかる証拠の写し、及び支払い状況（資材の支払日、名称、数量、金額等）がわかる証拠の写しのどちらも添付が必要です。
10	証拠書類に生産資材費の内訳の記載がない場合は補助対象外になりますか。	経費の内訳が明らかでない場合は補助対象外となります。記載がない場合には、支払先に請求内訳を確認し、その内容を証拠書類に添付又は手書きで記載願います。 （記載例：支払金額89,650円のうち、マルチ資材が80,000円、運賃が1,500円、消費税が8,150円であることを支払先に確認済み）
11	納品や購入が令和8年8月31日を超える場合は補助対象外になりますか。	令和8年8月31日の期日を過ぎた納品や購入は補助対象外となります。 なお、支払方法によって証拠の提出方法が異なりますので、詳細についてはQ & Aの【2】－7、8を参照してください。
12	令和8年3月に納品があり、令和8年4月に支払ったものは補助対象となりますか。	令和8年度事業予算であるため、補助対象外となります。令和8年3月に支払いを済ませ、令和8年4月に納品になった場合も補助対象外となります。納品日及び支払日が補助対象期間内であればなりません。
13	令和9年度に生産するために必要な資材も対象になりますか。	令和8年度内に設置するものに限りです。

【 2 申請書類関係】

	質問	回答
1	生産資材ごとの名称、金額、支払日及び支払先が確認できる証拠書類（領収書等）は、「注文書」でも問題ないですか。また、J Aがシステム出力したものでも問題ありませんか。	「注文書」では納品日及び支払日が確認できないため、納品日、支払日が確認できる書類（納品書、領収書等）を併せて提出願います。納品日、支払日、資材の名称、数量、金額及び支払先が確認できればJ Aがシステム出力したものでも構いません。
2	J Aから生産資材を購入している生産者について、J A以外から購入した生産資材についてもJ Aがとりまとめる必要はありますか。	J Aから生産資材を購入している生産者について、J A以外から購入した生産資材も含めて申請があった場合は、J Aでとりまとめ、県へ申請をお願いします。それが難しい場合は、農業法人であれば単独で申請いただき、個人生産者であれば、できるだけ3戸以上の生産組織を組んで県に直接申請いただくようお願いします。
3	令和3年度の支払実績に関する書類は必要ですか。また、令和3年度に営農実績がない場合は補助対象外となりますか。	本事業は農林水産省「農業物価統計」の価格指数をもとに、県で算出した物価上昇率をもとに、補助金額を算出することとしているため、令和3年度の支払実績に関する書類の提出は不要です。また、令和3年度に営農実績がない場合であっても補助対象となります。
4	J Aを事業実施主体として申請する場合、各生産者の園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金交付申請に係る誓約書や暴力団排除に関する誓約書、宮城県税の納税証明書は必要ですか。	J Aを事業実施主体として申請する場合、取組主体となる生産者の園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金交付申請に係る誓約書や暴力団排除に関する誓約書、宮城県税の納税証明書は提出していただく必要はありません。事業実施主体のみ御提出ください。事業実施主体が任意団体の場合は、代表者の園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金交付申請に係る誓約書や暴力団排除に関する誓約書、宮城県税の納税証明書を御提出ください。
5	少量多品目を出荷している生産者の場合、様式や領収書には、代表される品目名のみ記載すればよいですか。	品目名が多い場合は、代表される品目名のみ記載願います。
6	夫婦それぞれで資材購入していますが、同一世帯なので、一つの取組主体として、まとめて申請することは可能ですか。その場合、同一世帯である証拠書類は必要ですか。	同一世帯であれば、夫婦まとめて申請いただいて構いません。同一世帯である証拠書類までは求めませんが、様式と証拠書類（領収書等）について、当該夫婦のものであることが分かるように整理願います（領収書に「〇〇と〇〇は夫婦」等と記載）。
7	現金で購入した物の証拠書類について、領収書ではなくレシートでも良いですか。	購入先、日付、資材名、金額の記載があればレシート写しを証拠書類としていただいて構いません。その場合、生産者名（取組主体名）をレシート写しに手書きで追記願います。なお、クレジットカードで購入した場合は、下記を参照してください。
8	クレジットカードで購入した場合、購入店から出される領収書（売上票）、またはレシート等で良いですか。	クレジットカードで支払った場合は、購入先、日付、資材名、金額の記載がある領収書（または売上票、クレジットカード利用控え等）に加え、カード会社から発行される当該決済内容及び引落予定日が確認できるカード利用明細書を申請書類に添付し、令和8年9月15日まで提出してください。なお、口座引落予定日は令和8年10月30日までのものが補助対象となります。また、カード利用明細書について、カード会社の発行日の関係から令和8年9月15日まで間に合わない場合は、発行され次第速やかに提出願います。最終提出期限は令和8年10月30日までとし、これに間に合わない場合は補助対象外とします。
9	銀行引落の場合は何を証拠書類として用意したら良いですか。	引落が分かる通帳の頁の写しを御提出下さい。
10	別記様式第2号について、必要事項が記載されていれば、別紙一覧のとおりとして、別にエクセルシートを作成してもよいですか。	別記様式第2号には計算式を入力しており、可能な限り様式をそのまま使用していただければと思いますが、別シートを作成した方が、事務効率が良いということであれば、必要事項を記載いただくとともに、補助金額等の計算方法に誤りがないことを確認の上、別シートに一覧を作成いただいても構いません。
11	支払日が分かる証拠書類は、農業簿記システムで出力した仕分日記帳でもよいですか。	仕分日記帳は購入者が作成したものなので証拠書類として取り扱えません。購入先が作成した支払日が分かる書類やクレジットカード明細、通帳の写し等を添付してください。
12	振込先情報を記入する際の注意事項はありますか。	漢字・カナ 両方とも、通帳と同じ表記を記入して下さい。

【3 事業要件関係】

	質問	回答
1	J A 組合員ではない個人生産者の場合、どのように申請したらよいですか。	個人生産者が3戸以上の生産組織を組んでの申請が難しい場合は、県への直接申請を可能としますが、その場合は事前に県庁園芸推進課に御相談ください。なお、できる限り3戸以上の生産組織を組んでの申請をお願いします。
2	取組主体の要件として、園芸作物の栽培面積が「10a以上」となっていますが、延べ面積、実面積どちらでしょうか。	実面積です。事業に申請できる取組主体は、園芸作物の栽培面積（経営面積）が実面積で10a以上であることが要件となります。面積についての証拠書類は提出不要ですが、交付後に要件を満たしていないことが判明した場合は返還対象となります。 なお、補助対象となる資材の設置面積の考え方は、下記を参照してください。
3	野菜によっては年2回栽培するものがあり、マルチなどはその都度、購入・張り替えをしますが、事業で設定している期間内に納入、支払いが済んでいれば、2回分の購入額を申請しても良いでしょうか	補助対象となる資材の設置面積は、延べ面積で申請が可能です。ただし、事業で設定している期間内に納入、支払いが完了し、令和8年度内に設置が完了するもの等、補助要件に御留意ください。
4	園芸の経営面積は10aで、ハウス4棟を持っていますが、そのうちの2棟分である5a分だけビニールの購入・張替えをしました。事業の対象になりますか？	事業に申請できる取組主体は園芸作物の栽培面積（経営面積）が10a以上であることが要件ですが、被覆資材の設置面積が10a以上でなくても申請は可能です。ただし、申請できる補助下限金額に御留意ください。
5	「営農集団」が、事業実施主体の要件を満たしている場合、「営農集団」が申請する個人生産者数は3戸未満でも申請可能ですか。	申請可能です。
6	「営農集団」に金融機関の口座がない場合、補助金の振り込み先として代表者の個人口座は認められますか。	認められます。
7	1 J A で取組主体となる生産者が2件しかない状況だが、申請可能ですか。	申請可能です。

【4 その他】

	質問	回答
1	事業実施主体から取組主体への補助金の配分について、報告する必要はありますか。	県から報告を求められた場合は報告願います。なお、事業実施主体の責任のもと、速やかにかつ確実に取組主体に補助金を配分願います。計画どおり配分されていない場合、返還請求の対象となります。
2	補助金額の計算方法はどのように設定したのですか。	農林水産省が公表している農業物価統計の農業物価指数のうち農業用ビニールと農業用ポリエチレンの価格指数の物価上昇割合の平均153.8%を使用し算出しています。 具体的には、今回の支払い実績を1とすると、令和3年度の経費は1÷1.538=0.6501…となり、今回の支払い実績との差額、つまり1-0.6501=0.349となります。（農林水産省「農業物価統計」をもとに算出）
3	手数料1件2,400円の根拠は何ですか。	過去の補助事業で代表的な事業実施主体が申請件数1件に対しかかった人件費の平均額と、電話代、切手代等の通信費から積算した額です。
4	県では農業者にどのように事業周知を行う予定ですか	県のホームページで周知するほか、県でメールアドレスを把握している農業法人に対しては、直接、県園芸推進課から周知を行います。また、県地方振興事務所・地域事務所や市町村等の関係機関も含めて、生産者が集まるイベント等でチラシを配布をして参ります。関係機関、団体の皆様も周知に御協力をお願いします。
5	申請期限までに、申請額が予算に達した場合、途中で打ち切られることはありますか。	申請期間中に途中で打ち切ることはありません。申請期限まで募集を行い、申請額が予算を超えた場合は、予算の範囲内で執行するため、申請額を一定割合で減額して交付することがあります。

6	年途中で経営移譲しました。資材購入者名義が父から息子に移っていますが対象となりますか。また、経営は同一ですが同一世帯の場合と世帯が別な場合で取り扱いの違いはありますか。	同一世帯の場合は、証拠書類に同一経営であることが分かるように記載することで、合算での申請が可能です。 同一経営で世帯が異なる場合は、経営移譲したことを明記した証拠書類（任意様式）を追加添付することで、合算の申請が可能です。
7	年度途中で個人経営者が法人化したが、名義変更が間に合っておらず、法人化後の領収書が個人名と法人名が混在しています。個人名の書類のものも対象となりますか。なお、経営は同一で申告は全て法人で行います。	申告を法人で行うのであれば、法人化前後の個人のものも経営が同一であれば法人として申請して構いません。なお、年度途中で法人化した証拠書類（任意様式）の追加添付をお願いします。
8	令和8年度から就農した生産者は対象になりませんか。また、令和8年度から新たに園芸に取り組んだ生産者は対象になりますか。	対象になりますが、園芸栽培面積が10a以上であることが要件となっています。
9	水稻育苗ハウスは対象となりますか。	育苗期間外において園芸作物を栽培して販売する場合については対象としますが、園芸栽培面積が10a以上であることが要件となっています。
10	申請しようとする被覆資材が他の補助金の対象となっている場合は対象外とのことですが、例えばどんな補助金名ですか	市町村振興総合補助金や産地発展促進事業、新規就農者が活用できる経営発展支援事業や新規就農者チャレンジ事業など、対象資材が国や県の補助金の交付を受けた場合や受ける場合は、本事業の活用はできません。詳しくは、園芸推進課6月補正チームまでお問い合わせください。
11	4月の大風でビニールに被害があり、共済の対象となった資材は対象となりますか。	農業共済、損害保険その他これらに類する制度により補填を受けた経費については補助対象外です。
12	本事業にかかわる県全体の予算はいくらですか。	134,000千円です。